



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ペイトンにおける低価主義の否定
Author(s)	菅原, 秀人
Citation	北海道大学 経済學研究, 13(3,4), 259-289
Issue Date	1964
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32278
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(3)(4)_P259-289.pdf



ペイトンにおける低価主義の否定

菅 原 秀 人

I

「低価主義は古くして新しい問題である」とは、しばしば言われるところであるが、まことにこの問題について、賛否両論がたえずその優位性を争ってきたことは否定しえないところであって、幾分粗雑ではあるけれども低価主義発展のあとづけを試みているギルマンの著書¹⁾からも、そのおおよその事情を知ることができる。

本稿は、ギルマンの前記著書にも当然その名がでてくるペイトンの低価主義にたいする見解を考察することを目的とする。いうまでもなく、かれペイトンはアメリカ動態論脈の最高峰であって、その立場からする低価主義否定論の第一人者である彼の数多くの著述に展開された主張の整理、検討を通して、低価主義の本質究明の一助としたいと考える次第である。²⁾

注(1) Stephen Gilman, *Accounting Concepts of profit*, 1939, pp. 429~462.

(2) 本稿では、ペイトンの数多くの著述のうち、つぎにかかげるものを中心に考察した。

William A. Paton, *Essentials of Accounting* (1st ed. 1938), 1954 (2nd ed.). (以下、単に“Essentials”とよぶ)

William A. Paton, *Advanced Accounting*, 1941. (以下、単に“Advanced”とよぶ)

W. A. Paton & A. G. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 1940. (以下、単に“Introduction”とよぶ)

W. A. Paton & W. A. Paton, Jr., *Asset Accounting*, 1952. (以下、単に“Asset”とよぶ)

W. A. Paton, *Comments on “A Statement of Accounting Principles”*, *Journal of Accountancy*, vol. 65, 1938. (以下、単に“Comments”とよぶ)

W. A. Paton, *The Cost Approach to Inventories*, *Journal of Accountancy*, vol. 72, 1941. (以下、単に“Cost Approach”とよぶ)

Ⅱ

ペイトンによれば、原価の測定と配分による棚卸資産の分析は三つの主要な問題を提起するといわれる。その第一は、どういう原価が有形資産の物理的移動に付着、凝集するのか、つまり棚卸資産の原価領域の限界をどこにおくか、という問題である。第二は、原価の累積と凝集のプロセスをともなう有形資産の流れの順序、あるいは型にはどのようなものがあるかの問題である。第三は、もともと特定の物理的単位または諸単位の総体と結びついている原価が、かかる物理的単位またはその総体の最終的処分にさきだって、営業費（または損失）として計上されるのはどういう場合であるか、の問題である。¹⁾

前記第一は、棚卸資産の原価概念の規定および測定にかんする問題であり第二は、棚卸資産原価の配分にかんする問題である。そして第三は、棚卸資産原価の配分の修正にかんする問題であって、本稿において考察の対象とする低価主義に関連する問題である。

さて、ペイトンは、棚卸資産の売却以前にその原価の一部を費用計上してもよい場合として、つぎのようにのべている。①棚卸資産が当期実現収益にたいして経済的に何らかの貢献をした場合。たとえば、商品の店頭展示や試用供与の場合には商品は汚損したり、損傷したりするし、また時間の経過によってその価値が低下したりする。また毛皮のような季節の商品を顧客の吸引のためと、顧客に商品選択のチャンスを与えるために、予想される販売量以上に仕入れた場合に、その一部が次期まで持ちこしになったり、あるいは時期おくれ販売として低廉な価格で販売されることがある。このような場合には、損失としてよりも、むしろ費用として処理するのが適切であり、独立科目として計上するか、あるいは売上原価の一部として計上するのである。②棚卸資産の被害、品質低下、減耗、陳腐化などによって、正常価格では売れないとか、正常の使用に適さなくなった場合。これらの減価額は事情により費用もしくは損失として処理される。たとえば、製造工程においてスポイ

ルされた材料原価はそのスポイルの程度が最低もしくは標準的範囲であるときには、仕掛品あるいは完成品の原価中に算入される。他方、異常な事故、遅延による損害、浪費などの場合には、棚卸資産の原価中に算入されないで損失として処理される。²⁾

注(1) Cost Approach, p. 300.

(2) ただし、その金額をいくらとすべきかは問題である。被害をうけたり陳腐化した商品の場合には、正味実現可能価格まで減額するよう、しばしば勧告されている。もう少し厳格な評価基準は、被害をうけたり陳腐化した状態で、販売または使用するために購入すると仮定した場合の見積現金再調達原価である (Asset, p. 76. Cost Approach, p. 305)。

III

ところが、上記のような毀損の場合ではなくて、仕入価格あるいは販売価格の低落の場合はどうであろうか。ペイトンはいう。

実際に発生した原価の配分にあたっては、損耗、縮少その他の影響を認識することと、棚卸資産全体を棚卸日現在の物価水準で取得または生産すると仮定した場合の原価を、帖簿記入原価の代りに用いることとは区別しなければならない¹⁾にもかかわらず、仕入価格または販売価格の低落の場合においても、従来は低価主義の適用によつて、損傷の場合と同様、いっばんに販売以前の費用計上を肯定する傾向がみられる。しかしこの場合、問題についての驚くべきほどの分析の欠如がみられる。すなわち、費用計上額をどのようにして測定すべきかについて意見の一致がみられないし、市場価値の意味についても多くの混乱がみられ（ことに製造業において）、また処理の方法、手続が非常にマチマチで統一を欠いているのである。従来は低価主義の口実のもとに、粗雑で不当な棚卸資産の操作がおこなわれてきたことはうたがいないのである。²⁾ と。

注(1) Introduction. 中島省吾訳、会社会計基準序説、1962. p.134. (訳書は以下、単に「序説」とよぶ)

なお、Introduction については、以下すべて上記訳書「序説」によるが、引用文

は拙文とのつながりを考慮したために一字一句、必ずしも訳書どおりにはなっていない。

(2) Gost Approach, p. 305.

Ⅳ

客観的証拠によって決定できる物理的もしくは経済的な損傷による棚卸資産の減価と、棚卸日の時価の低落による棚卸資産の減価とは区別しなければならないのに、後者の場合にも前者の場合とおなじように、当該棚卸資産の売却以前において費用計上がいっぱんにおこなわれているのは、すでにあきらかなように低価主義の適用によるものである。しかしてペイントによればこの低価主義についてその最切の生成と利用についての正確な事情と目的を明らかにすることはむずかしいといわれているが、¹⁾それは一応おくとしてヨーロッパから導入されたこの低価主義は連邦所得税法上の承認によって、アメリカではいちるしい前進をとげたのである。²⁾

さて、この低価主義の通則にしたがう際の考え方は、棚卸資産に内包される未実現利得を認識することは不当であるが、当面の原価要素について再調達価格の低下に反映された未実現損失を認めることは必要だということにほかならない。³⁾ところで、利益測定上の一要素として考えた場合には、棚卸資産は本質的に材料、労働その他配分された費用中まだ（収益によって）償われていない原価である。換言すれば、棚卸資産は財を取得し、あるいは生産するにさいして発生する原価の流れのなかで、次期以降の収益に配分して差支えない部分をあらわしている。このような一般的な解釈は、ゴーイング・コンサーンにたいして即時実現可能価値とか、当面の財政状況を強調する解釈よりも一層重要であり、また有用である。⁴⁾しかるに、会計士はながいあいだ未実現損失の計上がのぞましいとしながら、他方、未実現利益の計上にたいしてはそれがいかなる形においてであれ、いっばん的に、かつ非合理的に反対してきたのである。⁵⁾

注(1) Comments, pp.201～2.

(2) Advanced, p. 153.

「序説」は低価主義の生成発展について、つぎのようにのべている。

近代会計実務は——他の要因中とりわけ——商業信用上の目的のために貸借対照表を準備しようという要求の影響をうけて発展した。そしてこの関連において、運転資本の現況に重点をおく傾向が生まれてきた。短期的な債権者として債務者の支払能力に関心をもっているものにとっては、流動資産の流動負債にたいする関係が判断にたいして満足しうる基礎を供するものだと考えられてきた。この状態にあっては、一般公共会計士が「流動比率」にゴマカシがないように特別な努力を試みたとしても驚くにあたらない。会計士は流動負債が洩れていないように、また文句のつけようのない流動資産のみが含まれているようにと注意した。そのうえ、債務者が負債は過小評価し、資産を過大評価しがちなものと仮定した。それゆえ、これと釣り合いをとるように、信用を認める方の観点としては、負債を最大限に、資産を最小限に示すことを歓迎してきた。このような債権者の観念に應ずるため、流動資産とくに棚卸資産について保守的な表示、すなわち過小表示をおこなうべしという原則 (doctrine) が発展したのである (「序説」P.210)。

低価主義の発展は、むかしは損益計算書に対立する貸借対照表の重視によって、少なからず促進された (Asset, p. 504.)

1937年の NACA Bulletin (1937年3月) によれば、197社のうち、87%が貸借対照表上原料にたいして低価主義を採用している。また、1938年2月の全国産業会議事務局の報告によると、916社のうち、63%が原料にたいして、38%が仕掛品にたいして、また40%が製品にたいして低価主義を適用している。

また、AIAの調査部が500社について1939年の年次報告書をしらべた結果によると、その56%が低価主義もしくはその変種を採用していた。

これらの調査は、低価主義が一般的に使用されていることを物語っている (A. C. Littleton, A Genealogy for "Cost or Market", Accounting Review, 1941, pp. 161~2)。

(3) 序説, p. 135.

周知のように、評価の一般的基準として主要なものは、①実際記録原価、②再調達原価、③売却価値であるが、損益計算書の見地から実際記録原価基準がとくに好ましい。この基準にもとづく棚卸資産は、将来の収益に賦課される原価のプールと考えられるので、売上原価から除かれるのである。取得原価評価は、収益は販売された Volume によって測定されるという原則を補完するものである (Essentials, p. 499)。

(4) 同上, p. 130.

(5) Asset, p. 89.

ペイトンものべているように、低価主義はアメリカでは財務省による課税上の承認によって急速に一般化したのであるが、この低価主義にたいしてペイトンは取得原価主義の立場からつよく反対している。かれによれば、低価主義が健全な会計のルールであるという前提を支持できる明確な理由を見出すことができないのにたいして、低価主義にたいする一連の明快な反論は圧倒的であるといい、総じて、会計の承認された概念と手続は低価主義とはまったく調和しないものであるといわれる。¹⁾ それでは、彼はその反対理由を何にもとめているのであろうか。彼にあってはそれはかなり豊富である²⁾

(1) ペイトンが数多くの著述のなかで最も重要視している反対理由の一つは評価基準の非継続的適用による期間損益計算の歪曲である。かれによれば低価主義は価格の低落時には市場相場の重要性を認めるけれども、価格変動がそれと逆の場合には、それが企業の財政状態と成長発展の解釈に関係があることを否定するものであつて、このような教義は正当とはいえないのである。もしも取得原価が時価よりも高い場合に、その時価が棚卸資産評価および損益計算上もちいられるならば、取得原価が時価よりも低い場合に、何故に時価の意味が失われるかがあきらかにされなければならない。低価主義を適用するならば、販売によって損失が実現する以前に、暗黙裡に生じた価格の低落を収益からの控除分として損益計算書のなかへもちこむことになり、その結果、実際に販売された商品の原価額は未販売商品の価格低落の推定額によって自動的に水増しされることになる。この場合にはしたがって、損益計算書の「売上原価」という表題は誤った呼び名となるのである。何故かといえば、会計の主要な目的は費用と収益とを対応させる組織的な手続によって期間利益を測定することであつて、原価要素の帖簿記入額を収益に割りあてる場合に、現在の市場価値の推定額をもって代用することは損益決定にかんする標準的な機構を極端に修正することになるからである。その場合には期間純利益は収益がこれに照応する発生原価をこえた分を示すのではなくて、関連する諸原価要素の帖簿記入原価の切上げや切下げのすべての影響を、うちに含むことになるからである。

もちろん、原価価格のいちじるしい変動が騰落いずれにせよ、棚卸資産価格を通じて企業の運転資本の状況に影響を及ぼすものであることをペイトンは否定していない。それにもかかわらず、費用収益対応のプロセスで実際に発生した原価の代りに、棚卸資産の推定取替原価を全面的に用いることにたいしてはまったく同意できないと、ペイトンは主張するのである。必要な推定をおこなうことのむずかしさ（とくに複雑な製造工業においてそうである）にくわえて、売上原価の計算に帖簿記入原価の代りに仮構的な原価を用いるところの低価主義は、売上原価と営業利益の歪曲を招くことになる。もしもこの代替が低価主義の適用による評価の切下げという形をとるならば、売上原価として収益に賦課される額は未販売製品にかんする価格低落の推定額のみだけ確定的にふくれあがるわけであって、その結果、収益は販売によって測定され、収益にはそれに照応する原料および用役の費用を賦課することが必要であるとする会計基準にたいして明白に背反するものである。

このような期間損益の歪曲について、ペイトンはつぎのような仮設例をもってさらに具体的に説明している。

いまM社の第1～3期の関連項目の金額がそれぞれつぎのごとくであるとする。

第 1 表

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
仕 入 高	\$ 100,000	\$ 40,000	\$ 45,000
売 上 高	80,000	60,000	100,000
期末棚卸高 (原価)	60,000	70,000	65,000
〃 (時価)	40,000	75,000	50,000

この資料から営業利益を計算する（営業費を度外視する）にさいして、取替原価主義を貫徹するならば、その計算はつぎようになる。

この場合には、営業利益は売上高に照応して増減している。つまり、売上高が減少すれば営業利益も減少し、反対に、売上高が増加すれば営業利益もまた増加する。換言すれば、仕入価格と販売価格の関係の変化の可能性を度

第 2 表

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
期 首 繰 越 高	-	\$ 60,000	\$ 70,000
仕 入 高	\$ 100,000	40,000	45,000
	100,000	100,000	115,000
期 末 棚 卸 高	60,000	70,000	65,000
売 上 原 価	40,000	30,000	50,000
売 上 高	80,000	60,000	100,000
営 業 利 益	40,000	30,000	50,000

外視するならば、営業利益は企業の本来的活動から合理的に見通すことのできる計数であるといえることができるのである。

しかるに、低価主義を適用した場合にこのようなことが期待できるであろうか。

低価主義を適用した場合の営業利益の計算はつぎのとおりである。

第 3 表

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
期 首 繰 越 高	-	\$ 40,000	\$ 70,000
仕 入 高	\$ 100,000	40,000	45,000
	100,000	80,000	115,000
期 末 棚 卸 高	40,000	70,000	50,000
売 上 原 価	60,000	10,000	65,000
売 上 高	80,000	60,000	100,000
営 業 利 益	20,000	50,000	35,000

この場合には、営業利益の増減は売上高の大小と何らの関連をもっていない。すなわち、第2期に売上高は25%の減少であるのに、営業利益は逆に50%の増加となり、つづく第3期には売上高は第2期よりも67%の増加であるのに、営業利益は30%の減少である。

この計算はまったくの仮設例であるとしても、実務上、低価主義がしばしば利益の期間配分をいちじるしくかえてしまうことがあきらかであるわけではなくに価格変動のいちじるしい期間においては、当該報告書をして疑いもな

く誤導的なものにするほどの影響をもち、企業全体もしくは特定部門の比較損益計算書の機能をそこなうものであることを知らなければならない。

かくて、ペイトンにおいてはまず第一に、以上のような期間損益にたいする歪曲的な影響の考慮から、低価主義はその広汎な普及にもかかわらず、棚卸資産評価にたいする非論理的なアプローチであるとして反論されるのである。³⁾

(2) 低価主義にたいしてペイトンが反対する主要な理由の第二は、低価主義はそのよう護論者たちがいっばんに主張しているような保守的なものとはいえないということである。

低価主義は価格が騰貴しても棚卸資産を原価以上に評価すべきではなく、また価格が低落したときには棚卸日における時価に減額することを要求し、二つの主要な価格のうち、いつでも低い方を採用するのであって、この方法を「保守的」であるとして賞賛する傾向がいっばんにみられる。しかし、果していっばんにいわれるように低価主義が保守的であるかといえば、ペイトンはそうは考えないのである。すなわち、期間利益の歪曲を結果するにすぎない評価の仕方において本質的に保守的なものがあるかどうかという問題にたいしては、ペイトンはまったく否定的である。何故かといえば、ある年度における取得原価以下への低評価は、次年度の売上原価に反映しないわけにはいかないものであって、期末棚卸高が保守的の採用によって低評価された丁度それだけの金額が第二年度の利益を増加させることになるからである。したがって、低価主義こそは保守主義の仮面をかぶった不健全で非保守的な会計実務の最も顕著な例であるとされる。

期間損益計算の客観性と正確性を強調するペイトンの立場からすれば、低価主義の採用にみられるような誤導的な報告書を容認することはできないのであって、もしも流動資産を修正しない原価のままで示すことが貸借対照表上、「非保守的」にみえるというのであれば、貸借対照表の会計上の基本的な機能は原価を現在と未来とに区分するのを助けることであり、収益または費用いずれかの項目が、實在しかつうけいれることのできるテストによ

て立証されないのに、経営上の決定によってもちこまれた場合には、現在または将来の費用と収益との正当な対応を妨げることになることを憶いおこさなければならないということになる。⁴⁾

(3) つぎに、低価主義は往往にして未実現利益の計上をもたらすことがあるということである。

たとえば、M社の6月30日現在の棚卸資産が取得原価で50,000ドル、再調達価格で40,000ドルであるとした場合、低価主義によれば、棚卸高は40,000ドルである。しかしてその後7月31日にこの棚卸資産の半分が残留してこの時点での再調達価格が22,500ドル（取得原価では25,000ドル、簿価では20,000ドル）である場合に、低価主義を適用するならば、22,500ドルが棚卸価格となり、2,500ドルの未実現利益が計上されることになる。低価主義のこの欠陥は棚卸資産の価格が急落した年度以降、漸次回復するプロセスにおいてあらわれることが多いのである。⁵⁾

(4) このルール（低価主義）は、棚卸資産の時価は、それが記録原価よりも低落したときにのみ、債権者、所有者あるいは経営者にとって重要であるという、きわめて驚くべき前提にたっている。かりに、原価主義評価は価格変動のはげしい年度には、経営者にたいして適切なガイダンスを与えないということ、また貸借対照表において棚卸資産の価値を過大計上することは良くない報告であるということが承認されるとしても、低価主義の採用はこのような過大計上をさけるためのものとしては非常に拙劣で、効果のあがらない方法であるといわなければならない。経営者にたいして役立ちうる損益計算書の作成という観点からすれば、低価主義は「ちとうまいやりかた」というよりも、むしろ邪魔になる。

低価主義は会計のいっばんに認められた基礎である実際原価の記録から見積りと憶測の領域へとその重点を移すものである。帖簿記入原価は客観的に決定された資料であるのにたいして、見積時価は多分に主観にもとづくものであり、ある種の原価要素についてはあきらかに信頼しがたいものであるが、原価から見積価値に切替えることは一般に信頼性の少ない利益

数字を示すことを意味するし、このような切替えはまた法的な観点からも、概して原価主義によって作成された報告よりも不満足な利益報告を生む結果となるのである。

もちろん、市場価格を考慮することは経営者にとっては重要なことであろうし、原価主義評価はその時どきの市場価格を強調する観点からの分析を経営者にたいして提供することを拒むものではない。しかし、このことをもって低価主義の容認と一致する思考であると考えすることはできないのである⁶⁾

(5) 棚卸資産評価に低価主義を適用すべきであるとする主張の論拠として次年度における利益計上の確保の必要性がしばしば強調されている。たとえば、保守主義論者メイは「回収されそうもない原価は有用でなく、あるいはちょうど回収されるだけの原価すら有用でない。販売を目的とする財貨の原価は、販売においてすくなくとも最小限の正常の利益をもたらすことが期待できるのでなければ、正常の有用性をもつと言われえない。原価を過去と将来とに割当てることにおいて、将来に正常の有用性を有する原価のみが繰越されるべきであるというルールが、低価法の正当な適用の場合をすべて包含するように思われる。これは、原価と価値との相容れない二概念をいずれか選択すべきものとして一つのルールに採入れることを避けるであろう。この規則が棚卸資産評価の方法の本質的特徴——それは本来、過去と将来とに原価を配分する方法であり、割当ては単純に機械的ではありえず、常に判断を必要とすること——を示すことは決定的長所を有する。」⁷⁾と主張している。このような主張にたいして、ペイトンはつぎのように反論するのである。

多くの会計士や会計手続委員会はしばしば「正常利益」あるいは「見積利益」の重要性について言及し、棚卸資産はこの正常もしくは見積利益をもって回収されうる限度でのみ繰越されなければならないと考えている。この解釈を原価あるいは販売価格の低落が生じた場合に適用すると、手持商品原価のうち、価格変動から結果するであろうと考えられる利益の減少額に相当する金額を当期に計上しなければならないことになる。たとえば、M社が1,000個の商品を原価で10,000ドルもっているとする。また商品購入時における予想

販売価格は1単位120ドルで、総額120,000ドルであるとする。このとき、販売価格が110,000ドルに低落し、また再調達価格が95,000ドルに低落して、期末までこの事情がつづくものと仮定しよう。この場合に20%の予想利益、つまり総額20,000ドルの予想利益は、もし棚卸資産が100,000ドルの原価で繰越されることになれば、次期には実現しないであろう。その実現のためには、棚卸資産を90,000ドルに減額することが必要となり、かくして10,000ドルの当期損失を認めることが必要になる。ところで、再調達価格が95,000ドルに低落し、そして新商品調達時に——原価と販売価格との関係の変化にかんがみて——期待される利益は、15,000ドル（110,000ドル—95,000ドル）でしかないことを考えるならば、いま一つの処理法は、棚卸資産を95,000ドルに減額して5,000ドルを損失計上することであろう。

みられるように問題は単純ではないのであるが、その点は別としても、かかる棚卸政策を承認できるであろうか、とペイトンは自問する。そして、かかる手続にたいして与えられてきた実務上の強い支持にもかかわらず、否定的答えが要求されるようにおもわれると答えるのである。たとえ物価変動が棚卸資産の再評価を正当化するとしても、その再評価をの主要な理由が次期における公表利益の幅を維持しようとする願望にあるとすれば、その再評価については疑義がある、とペイトンは主張するのである。

かりに期末におもいきり棚卸資産の減額をおこなって、次期の計数上の費用(apparent expenses)を急激に減らすことはできるけれども、そうしたからといって期待した利益が生まれるとはかぎらないというこは、いうまでもなく真実である。将来の収益はいい加減な費用計上という単純な方法によってふえるものではないから、このような操作によって次期の利益を確保しようとする試みは、たいていの場合まったくの当てずっぽうであり、その結果えられる利益は予想額よりも多いかもしれないし、少ないかもしれないのである。未来はつねにふたしかであって、良い成績を表示できるか、良くない成績の表示になるかは複雑な事情の結果によるのである。したがってたとえば、極端な例をとるならば、次年度に物価変動がなくとも純損失回避の見込みがたたな

いかかもしれないときに、生産的使用にさきだつて棚卸資産の減額によって、そのロスの一部が計上されるべきであるということにはならないのである。

要するに、将来における利益の確保は経営上の問題であつて、会計の直接的機能の問題ではないのである。会計士は企業の現状を明確に反映することにより当該事情をよく理解させることのできる統計の提示によって、よき経営を助長すべきである。逆に、過年度の犠牲において将来の現実性のない景況 (picture) を明るくみせることによって、営業も財政管理も従来以上にうまくいくように経営者の思考を発展させることができる、ということを示すにたる証拠があるとは考えられないのである。⁸⁾

(6) 低価主義にたいする解釈が会計士によってマチマチであり、低価主義の意味とその具体的適用について多くの混乱と意見の不一致がみられる。たとえば、このルールの実務への適用において、つぎの3つの方法のうち、いずれによるべきかについては、激しい議論がみられたのである。

第1の方法は、棚卸資産の各項目別に取得原価で計算した総額と時価で計算した総額とを比較して、その低い方をとる方法である。この方法にたいしては、多くの会計士は反対しており、課税計算上、内国才入国も認めていない。第2の方法は、棚卸資産の大分類または小分類ごとに、それぞれ小計額を計算し、各分類ごとに小計を比較して、そのうち低い方の金額をピック・アップして、その合計によって総額を計算する方法である。第3の方法は、いっぱんに推せんされている方法で、棚卸資産の各項目ごとに取得原価と時価の比較をおこない、そのうち低い方の金額をピック・アップしてその合計額をもって棚卸資産価格とする方法である。⁹⁾

これを仮設例をもって示すと、つぎのとおりである。

A, B両部門の各品目の原価、時価がそれぞれ上記のとおりであるとき、第1法によれば3,385ドルが棚卸価格となり、第2法によれば3,340ドル(700ドル+2,640ドル)となり、第3法によれば3,190ドル(200ドル+450ドル+40ドル+800ドル+900ドル+800ドル)となる。

このように、低価法の適用といっても、その計算の仕方によって、算出さ

第 4 表 A 部 門

品 目	数 量	原 価		時 価		低 価
		単 価	金 額	単 価	金 額	
a 1	100	\$ 2.00	\$ 200	\$ 2.25	\$ 225	\$ 200
a 2	150	3.30	450	3.20	480	450
a 3	50	1.00	50	.80	40	40
小 計			700		745	

第 5 表 B 部 門

品 目	数 量	原 価		時 価		低 価
		単 価	金 額	単 価	金 額	
b 1	200	\$ 4.00	\$ 800	\$ 4.25	\$ 850	\$ 800
b 2	300	3.00	900	3.30	990	900
b 3	400	2.50	1,000	2.00	800	800
小 計			2,700		2,640	
総 計			3,400		3,385	

れる金額にはかなりの相違がみられるのである。しかもここでは、たんに「時価」として取扱ってきたのであるが、低価主義における「時価」とはいかなるものを意味するのかという、一層重要な問題の解決が、実はこの計算方法の前提になっていなければならないのである。¹⁰⁾

(7) 低価主義は棚卸資産の実際の取得価格と時価とを比較し、いずれか低い方の価格をもって評価の基準とするルールであるが、この保守主義的基準の援用にさいし、「時価」が何を意味するかについては、必ずしもすべての会計士のあいだで意見が一致しているわけではないとペイトンはいうのである。したがって、彼の指摘する低価主義の濫用の一半はこの点にもとめることができるとおもわれる。

ふつう、発生原価と比較されるべき商品あるいは原料の時価は、即時仕入価格——手持商品を通常の供給先から通常の仕入量で、棚卸日に仕入れできる価格プラス運送、売買の経費——である。仕掛品、完成品にとっては、「時価」はふつう手持品を構成要素の現在現価で置換するとした場合の見積原

価と定義される。棚卸日における正味実現可能価格が実際原価あるいは再調達価格よりも低いという、標準的な最新の商品にとって異例ともいえるべき場合以外は、時価は販売価格をいみしないのである。¹¹⁾

(8) 低価主義は取得原価と期末時価とを比較し、低い方の価格をもって評価基準とする思考であり、その評価減の金額が当該年度の損益計算上、費用もしくは損失として計上されることになるのであるが、そのさい、時価には販売価格もあれば再調達価格もあって、両者間の変動関係を分析してみるとどのような場合に評価減額すべきであるかが、一つの重要な問題である。これにたいして、ペイトンはつぎのような、きめの細かな分析をおこなっている。

回復しえない原価は有効な資産であるとはいいがたいけれども、どんな価格低落でも手持商品の原価についてロスを生みだすものと考えてはならない。価格機構は完全ではないから、或社の仕入価格と販売価格とがつねに価格変動の額あるいは時期の点で、おなじように変動するとはかぎらない。再調達価格はしばしば、製品の販売に直接照応的な影響を及ぼすことなしに、かなり騰落するし、同様にまた、販売価格は原価のそれに照応した変動なしに変動することもある。また、どちらかの側の小さな変動は、他の側へ影響を及ぼさないうちに反転するかもしれない。したがって、どの棚卸日においても、製品の再調達価格あるいは販売価格の低落によってその回収が危ぶまれるような手持商品にかんして、すでにロスを蒙ったのであるか、また、もしそうであるとするならばいか程であるか、という質問にたいして確信的な答えをみいだすことは容易ではないという。

以下、この問題について詳説すればつぎのとおりである。

まず第一は、販売価格が低落したのに、再調達価格が不変の場合である。

この場合に、棚卸資産原価の一部が当期費用として計上されてよいであろうか。もしも販売価格の現水準がなお、すでに記録された原価プラス棚卸資産の処分時に発生するであろうところの追加原価をカバーするに足るほど高ければ、評価減額を正当化することは殆んどできない。この場合には、実際

のロスは無実現の形においてさえも生じてはいないのである。

第二は、販売価格の低落がいちじるしくて、棚卸資産の累積的原価プラス将来発生すべき見積原価をカバーしえない場合である。

この場合には、いまだ実現はしていないのであるが、損失がすでに発生したのであるという主張には若干の口実がある（このロスは販売価格の低落額によって測定されるものではなくて、時価によってカバーできない（発生）原価額によって測定される）。しかしながら、この場合においてもなお、手持棚卸資産原価の一部を確定的なロスとして減額することがのぞましいか否かについては疑問がある。棚卸資産が処分されるまでは、誰もその価格がどうなるかについてはわからないし、実さいに予想のロスが実現することは決してないであろう。こういう場合、次期のみかけをよくするためにのみ当期の負担を増やすことは、会計士のなすべきことではない。

第三は、再調達価格が低落したのに、販売価格の方はまだその影響をうけてうけておらず、したがって低落していない場合である。

この場合には、損失はまだ生じていないこと、したがって棚卸資産の評価減額は将来の出事ごとについての純粋な仮定にもとづくものであることは明白である。急激にして持続的な原価の低落は、おそらく販売価格の低落をもなうであろうけれども、販売価格が原価よりも変動しにくく、また原価のかなりの変動が販売価格に影響を及ぼすことなしに生ずるような場合が多くみられる。このような場合は利幅増大のチャンスであって、費用の当期計上の口実は認めることができない。したがってこの場合に低価主義の適用を主張するのは、このルールへの盲従以外の何ものでもない。

第四は、再調達価格が低落し、それにともなって販売価格もまたかなり低落した場合である。

この場合には、販売以前の費用計上が許れるであろうか。もしも販売価格の低落が、棚卸資産原価プラス新規仕入価格の水準で発生するであろう見積追加費用額で計算した利益よりも小さい場合には、棚卸資産にはロスは現実には発生していないのである。¹²⁾

もしも現在の販売価格が累積原価プラス棚卸資産の完成・販売に要する見
 積経費をカバーできない場合には、未実現損失が発生したということには理
 由があるけれども、しかし、将来はふつう、ふたしかであり、最終的にあら
 われる実現損失が以前に発生した未実現損失の見積額に一致するというこ
 とはありそうにないことである。¹³⁾

(9) 近年、価格低落を反映するために、手持品原価の一部を損益計算書に
 計上する実務が再評価の手段としてよりも、むしろ原価主義の貫徹の手段と
 して、とくによく護されている。棚卸資産は、将来の売上高に賦課される原
 価のプールと考えられるものであり、この見解をとれば、将来の営業活動に
 重大な関係をもたず、将来の収益で回収できないとおもわれる棚卸資産原価
 部分を算入すべきではないことになる。損傷品や滅失した商品については、
 回収の見込みはなくなったのであるし、被害をうけたり陳腐化したりした商
 品の場合には発生原価の一部は費用または損失として当期に計上すべきであ
 る。同様に、価格水準の低落は手持商品原価の全面的回収の見込みがくずれ
 たことをいみし、それ故にかかる原価の回収不能部分の合理的な見積額をそ
 の処分にききだって減額することが正当化されるということになるらしい。

予想（見積り）はもちろん、原価配分において考慮されなければならない
 が、しかしこのことは何らの損傷も蒙っていない棚卸資産価格を時価のテス
 トによって減額することとは、まったく別のことである。たとえば、期間減
 価償却費の決定のために機械の耐用年数を見積ることが必要となるのである
 が、しかしこのことと、何らの毀損も蒙っていない棚卸資産価格を時価を証
 拠として減額することとは、まったく別問題なのであるという。

かくて、ペイトンによれば、商品の減価額を当期収益に賦課することは、
 あきらかに当期原価の発生というよりは次期費用を当期に繰上げ計上する事
 例である。否応いわせぬ反論として、将来の価格低落の予言にもとずいてそ
 の減額を主張する会計士もしくは経営者にたいして、つぎのように質問して
 みたまえ、とかれはいう。「所有者として、もし彼が会社の株を売らなけれ
 ばならないときに、その株価の決定にさいして、価格の将来の予想低落額を

手持商品の時価から控除することを買手が主張した場合に、売手もまた価格低落の予言にもとずいてそれを認めるであろうか」と。誰もそんなことを認めはしないだろう。とペイトンはいうのである。¹⁴⁾

(10) ペイトンは、低価主義は棚卸の手續において極度に厄介であり、かつ経費のかかるものであることをも非難する。すなわち、内国才入局が要求しているように、規定どおりにこの低価主義を採用しようとするならば、棚卸資産の項目別ないし種類別に取得原価と市場価格あるいは再調達価格とを確認しなければならないが、これは在庫量が多い場合および製造工業においては、とくに厄介であり、かつ経費のかかることなのである。たとえば、仕掛品についてみれば、間接費項目への市場価格の完全な適用のためには、減価償却費、維持費等の見積額を再調達価格ベースにもとずいて計算しなければならないわけであるが、これは非常に重要な問題である。¹⁵⁾

注(1) Comments, p. 202.

(2) ペイトンは“Comments”において、低価主義の欠点をつぎのように総括している。

㊶ 継続性は健全な会計手續の最も強調される特徴の一つである。

㊷ このルール（低価主義）は、現在の市場価格が原価とくに記録原価よりも低下したときにのみ、債権者、所有者あるいは経営者にとって重要であるという。きわめて驚くべき前提にたっている。

㊸ このルールは、棚卸価格がたんに記録された原価よりも低ければ満足し、したがって、棚卸日に、はげしい価格低落が実際にどういう結果をもたらすかということを考慮にいれることができない点において保守的ではない。

㊹ このルールは、当期における営業純利益の過小計上（原価基準と比較して）は次期以降の過大計上によって相殺されるという点において、保守的ではない。

㊺ 低価主義は、ふつうの企業においては、収益は商品あるいは用役の販売完了高によって測定されなければならないという理論と、あきらかに矛盾する。このプリンシプルを営業純利益の計算において実行するためには、棚卸資産は記録された原価で処理されなければならない。

㊻ 低価主義は、棚卸手續において極度に手数と経費を要するものである。もし内国才入局の要求どおりに低価主義を適用しようとするならば、棚卸資産の項

目別、種類別に実際原価と見積市場価格（ふつうは再調達価格）とを計算しなければならない。たとえば、仕掛品の場合には間接費要素への“Market”の完全な適用のためには、減価償却費や維持費などの見積りを再調達価格水準にもとずいて、おこなわなければならないが、これは非常に重要な問題である。

⑤ 実務上、低価主義の採用がしばしばきわめて粗雑で、このルールにたいする解釈が会社によってマチマチである。

⑥ 低価主義には明確で一貫した政策がみられない。反対に、このルールはある年度には原価評価を、そして次の年度には時価に変更するような評価を許容するのである。

⑦ 低価主義は売上原価と営業純利益の金額を歪曲することによって、企業全体もしくは特定部門の比較損益計算書の価値をそこなうものである。極端な場合には、その歪曲は営業純利益の推移を総売上高に照応しないものとしてしまうほど重大であろう。

⑧ もし月次および四半期報告書と関連して、低価主義が字義どおりに適用されるならば、低価主義はときに販売によって実現していない利益を認めることになるであろう。このことは、価格の急落した商品が、その後一部価格をもちなおした年度の棚卸においてあらわれる。

⑨ 低価主義は実際原価の記録（これは会計の認められた基礎である）から、見積りと憶測の領域へとその重点を移すものである。

⑩ 近年、このルールの意味とその適用について多くの混乱と意見の不一致がみられる。

(Comments, pp. 202~4.)

(3) Essentials, pp. 503~4. Comments, pp. 202~5. 序説 pp. 134. 205, 210~1. Asset, pp. 84~6.

(4) Comments, p. 201. Advanced, pp. 154~5. 序説 p.212. Asset, pp. 81, 84.

聖なる保守主義 (sainted conservatism) の仮面にかくれた不健全な、非保守的な実務の顕著な例は低価主義である (Comments, p. 201)。

低価主義の通則を実務上適用する場合の粗雑さを知っており、経営者がいかにわしい影響を会計記録および計算諸表に及ぼす多くの方法を認識しているものは財務管理上健全な保守主義を保証する手段として低価主義がもつ長所についてはさほどの印象をうけないだろう。

保守主義の焦点は配当政策にある。そして低価主義を用いることが、毎年の配当公示にさいして正当な注意と用心とを保証する有効な手段だという証拠は存しないのである。低価主義の適用により、ある年度の利益が原価を用いる場合に比して過小に表示されるとき、その額は実際上つぎの期間の利益表示に付加されるということを憶いおくとき、このことは驚くにあたらないことである (序説,

第 6 表 A 法

	第 1 期			第 2 期		
	数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額
期首繰越高	-	-	-	40,000	\$.90	\$ 36,000
仕入高	100,000	\$ 1.00	\$ 100,000	80,000	.85	68,000
	100,000	-	100,000	120,000	-	104,000
売上高	60,000	1.25	75,000	50,000	1.20	60,000
期末棚卸高	-	-	-	-	-	-
取得価格	-	1.00	-	-	.86	-
再調達価格	40,000	.90	36,000	-	.80	-
正味実現可能価格	-	1.10	-	-	1.05	-
正味実現可能価格 マイナス正常利益	-	.86	-	70,000	.82	57,400
	100,000	-	111,000	120,000	-	117,400
売上総利益	-	-	11,000	-	-	13,400

第 7 表 B 法

	第 1 期			第 2 期		
	数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額
期首繰越高	-	-	-	40,000	\$ 1.00	\$ 40,000
仕入高	100,000	\$ 1.00	\$ 100,000	80,000	.85	68,000
	100,000	-	100,000	120,000	-	108,000
売上高	60,000	1.25	75,000	50,000	1.20	60,000
期末棚卸高	-	-	-	-	-	-
取得価格	40,000	1.00	40,000	70,000	.86	60,200
正味実現可能価格	-	1.10	-	-	1.05	-
	100,000	-	115,000	120,000	-	120,200
売上総利益	-	-	15,000	-	-	12,200

第 3 期			第 4 期			第 5 期		
数 量	単価	金 額	数 量	単価	金 額	数 量	単価	金 額
70,000	\$.82	\$ 57,400	90,000	\$.82	\$ 73,800	80,000	\$.80	\$ 64,000
60,000	.83	49,800	80,000	.82	65,600	50,000	.82	41,000
130,000	-	107,200	170,000	-	139,400	130,000	-	105,000
40,000	1.15	46,000	90,000	.95	85,500	60,000	.90	54,000
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	.84	-	-	.82	-	-	.82	-
90,000	.82	73,800	-	.81	-	70,000	.81	56,700
-	.95	-	80,000	.80	64,000	-	.85	-
-	.74	-	-	.62	-	-	.66	-
130,000	-	119,800	170,000	-	149,500	130,000	-	110,700
-	-	12,600	-	-	10,100	-	-	5,700

第 3 期			第 4 期			第 5 期		
数 量	単価	金 額	数 量	単価	金 額	数 量	単価	金 額
70,000	\$.86	\$ 60,200	90,000	\$.84	\$ 75,600	80,000	\$.80	\$ 64,000
60,000	.83	49,800	80,000	.82	65,600	50,000	.82	41,000
130,000	-	110,000	170,000	-	141,200	130,000	-	105,000
40,000	1.15	46,000	90,000	.95	85,500	60,000	.90	54,000
-	-	-	-	-	-	-	-	-
90,000	.84	75,600	-	.82	-	70,000	.82	57,400
-	.95	-	80,000	.80	64,000	-	.85	-
130,000	-	121,600	170,000	-	149,500	130,000	-	111,400
-	-	11,600	-	-	8,300	-	-	6,400

pp. 21~23)。

(5) Advanced, pp. 154~5. Asset, p. 85.

(6) Essentials, pp. 499~500. Comments, pp. 202~4.

損益計算書の見地からする取得原価基準への強い固執は、取得原価が期末における市場価格以上になるかもしれないし、あるいはそれ以下にさがるかもしれないという理由で、反論されるかもしれない。しかし、このような反論は、棚卸資産が債務の即時弁済能力の財源として考えられているのであれば説得力をもつかもれないが、棚卸資産を合理的に繰延べられた発生原価の集計であると考えるかぎりにおいてはあまり問題にならない (Essentials, p. 499)。

資産表示——負債支払能力についての——における保守主義は、会計上の純益計算を指導する原則ではなくて、脈絡ある理論体系にしたがって行われた会計上の測定の結果を解釈するさいに問題となる用心のための通則である。会計上の計算は主として費用と収益との配賦ならびに対応を問題にするから、解釈を行使する出発点となるものである (序説, P. 213.)。

(7) George O. May, Financial Accounting, 1957, 木村重義訳, 財務会計, 1957, pp. 204~5.

(8) Cost Approach, pp. 303~4. Asset, p. 80.

(9) 低価主義の徹底した適用のためには、項目別計算を必要とするようにおもわれる (Advanced, p. 153)。

(10) Advanced, p. 153. Asset, pp. 82~3.

(11) Comments, pp. 204. Advanced, p. 153. Asset, p. 83.

内国才入局の Regulation によれば、時価が採用される場合には仕掛品、完成品の双方について、時価が基本的な原価要素—原材料費、労務費、経費—の全部に用いられるべきこと。そして時価とはあきらかに再調達価格の意味に定義される (Advanced, p. 153)。

近年、アメリカ会計学会とアメリカ公認会計士協会は、低価主義における時価測定の尺度として残留有効原価の概念を援用し、前者はその具体的な測定尺度として「正味実現可能価格」を、また後者は正味実現可能価格を最高限とし、正味実現可能価格マイナス正常利潤を最下限として、その両極間に位する再調達価格をあげている。

このうち、いずれが企業の真の営業成績を示し、したがってまたより適切であるかを F. B. Kenneth は Differences between British and American Concept of "Mar Ket" in Inventory Pricing, J. of A., 1950, pp. 313~6 において論じている (第6~8表参照。ただし Kenneth の論文では、アメリカ公認会計士協会の見解と比較されているのは、イギリス勅許会計士協会のそれである)。

第 8 表

	売上数量	売上単価	取得価格	A 法	B 法
第 1 期	60,000	\$ 1.25	\$ 1.00	\$ 11,000	\$ 15,000
第 2 期	50,000	1.20	.86	13,400	12,200
第 3 期	40,000	1.15	.84	12,600	11,600
第 4 期	90,000	.95	.82	10,100	8,300
第 5 期	60,000	.90	.82	5,700	6,400

A法では第1表にあきらかなように、第1期から第5期にいたる全期間、期末棚卸の評価基準は取得価格以外のものにもとめられているのにたいして、B法では第7表にあきらかなように、正味実現可能価格が評価基準となっているのは第4期だけで、他は全部、取得価格である。

また、B法では第1年度以降、売上総利益の漸減傾向がみられるのに、A法ではとくに第1期と第2期の売上総利益の額がほんらい算出されるべき姿とは逆になっており、また第4期と第5期を比較するとき、A法では販売価格がわずかに低落了ただけで、取得価格はまったくおなじであるのに、売上総利益は激減している。

これらの点を理論的に説明できるであろうか、と Kenneth はいう。

(12) もしも現在の販売価格水準がまだなお記録された原価の全部と現存棚卸資産の処分時に発生するであろう追加原価の合計額を償うにたる高さである場合には、評価減は正当ではない (Asst, p.78.)。

(13) Cost Approach, pp. 305~6. Asset, p. 78.

小売市場では、砂糖、小麦粉、石炭のような重要商品の販売価格は再調達価格に非常に密接に追従するけれども、ぜいたく品や高級専門品になると、再調達価格の直接的な影響はふつう、ほとんどみられない。

卸売市場では、販売価格は購買価格の動きを反映する傾向があり、したがってここでは、評価に再調達価格を用いることも、ほかの場合にくらべると根拠がある。しかし多くの商社会社にとっては、購買時価が棚卸評価の手段として記録原価よりもずっとすぐれているとはいえない。とくに原価が fifo によって計上されているときにはそうである (Asst, p. 89)。

(14) Advanced, p. 157. Asset, pp. 77, 878.

(15) Essentials, p. 503. Comments, pp. 202~4. Advanced, pp. 154~5.

VI

以上、低価主義にたいするペイトンの反論を考察してきたのであるが、つぎに、インベントリー・リザーブについての彼の見解をみてみよう。

時価がいちじるしく低落した場合に、棚卸資産の記録を原価のままにしておいて、報告書にその価格低落の事実を表示することがのぞまれる場合には評価リザーブ勘定(a valuation “reserve” account)がしばしば用いられる。かかる勘定には棚卸資産の見積減価額を貸記し、貸借対照表には原価にたいする控除項目として計上される(この場合、棚卸減価引当金 “allowance for estimated decline in inventory value” が “reserve” よりも好ましい)。そしてこれに対応する借方記入は売上原価の一部としてよりも、むしろ独立項目として損益計算書に示されるのである。しかし、これは手続としては低価主義の一種の総括的適用 (blanket Application) であるとして、ペイトンは認めていない。¹⁾

このような原価の実際の低落の場合、いっばんには見積時価をカッコつきで貸借対照表に計上するが、損益計算書には何の修正もほどこさない実務が公式の評価リザーブ (a formula valuation reserve) の使用よりものぞましいとされる。²⁾

しかして、この種のリザーブと予想の価格低落に対処する利益の積立 (an appropriation of surplus) とを混同してはならないと、ペイトンいう。

ペイトンによれば、前述のいみでのリザーブ勘定の使用からの発展として予想の低落にたいする緩衝器としての利益の積立てがおこなわれるのであるが、この実務にたいしては、その効果が適切に解釈され、かつ報告されるかぎりにおいては反対しないけれども、またとくに推奨できるものでもない、という。価格低落の結果、手持商品の損失が生ずるかもしれないが、その損失を株主持分の別枠区分 (earmarked section) に賦課することによって、その影響が現実に緩和されることはなく、財務上影響をうける程度は、留保利益の従前から再分割によって左右されるものではないからである。³⁾ つまり、ペイトンは、剰余金の一部を棚卸資産価値変動リザーブとして区別して示すことは保守的な態度を示す一つの方法ではあろうけれども、そうすることによって実際に達成されるところはごくわずかである、と主張するのである。⁴⁾ 何となれば、すべての剰余金は特定の目的に限定されない一般的な緩

衝物または準備と考えられており、この点に関してかわった名称を用いて得るところはほとんどないからである。したがってもしその偶発性がたんなる可能性にすぎなければ、そしてとくにその損失となりうる額が不確定であるならば、剰余金を細分するよりも脚注の方がもっと役にたちそうである、⁵⁾ ということになる。

結局、ペイトンとしては、株主持分の再分割による実務（予想される災難に対処する保守主義のジェスチャーとしての）にたいしてはとくに反対もしないかわりに推奨もしないという立場をとっているのである。しかしながら価格の低落、経営上の失敗やその他の不幸な出来ごと（当期末においては可能性、偶然性以外の何ものでもない出来ごと）の影響の見積額を収益にたいして賦課することにたいしては、反論の立場を明確にしているのである。⁶⁾

注(1) Asset, p. 87.

(2) Advanced, pp. 158～9.

(3) Asset, p. 87.

(4) 序説, p. 212.

(5) 序説, p. 181.

(6) Asset, p. 88.

VII

これまでの考察からあきらかなように、ペイトンの低価主義にたいする反論は多面的であり、かつきわめてきめの細かいものであるが、これは期間損益計算の客観化、正確化、という基本的思考に胚胎するものである。

ペイトンによれば、低価主義の通則は廃すべきものであって、流動資産の損失はそれが実現した場合にのみ損益計算書に報告し、また貸借対照表で流動資産を報告するには、原価と時価との推定額をカッコづきで示すという事務に、低価主義は席をゆずるべきであると主張する。¹⁾ 何故かといえば、期間損益と財政状態の報告書の公表に関連した会計の機能は、将来年度のみばえをよくすることをふくんではいないからである。つまり、期末に累積された原価を手持棚卸資産と売上原価に配分するのは、第一義的には当日までに

起ったことをできるだけ正確かつ明瞭に示すことにその目的があるからである。主要な目的が次期の損益計算書が正常な利益を示したり、あるいは欠損を示さないような手段を講ずることにあるのではない。もしも現状がどうであるかを顧みないで、将来にたいして実際にのぞまれることについて満足のいくような結果を生ぜしめることを目的とするのであるというのであれば、会計にはルールや基準があるというような態度を捨てた方がよいであろう、とペイトンはいう。

彼にあっては、原価主義の適用によって、未実現損失の見積りや記録がこんなんで不正確におちいりやすいような仕事をできるだけさけるべきであるし、またさけることができる、とされ、期間利益は売上高を、販売された製品の製造に関連して実際に発生した原価と対応させることによって測定されなければならないと主張される、というのである。²⁾

したがって、もしも低価主義が放棄され、原価の累積と配分方法の完べきを期することに注意が集中されるならば、会計実務は驚くほど改善されることになるであろう。早期計上は損失が大きく、かつ信頼しうる客観的証拠によって正当化される場合にのみ限定されるべきであって、財務諸表に棚卸資産を計上するにさいしては、ふつう記録原価にウェイトをおくべきで、実現可能市場価値の見積額はそれが原価よりも小さかろうと、大きかろうと、補足的な資料として表示されるべきである、というのである。³⁾

注(1) 序説, p. 197.

(2) Advanced, p. 159.

(3) Cost Approach, p. 306.

職業的会計士の立場の真髄は、期間損益計算書の本来の姿を維持することである (Comments, p. 199.)。

VIII

ペイトンは原価主義の立場から低価主義にたいしては強く反対するのであるが、しかし、だからといって、物価変動とその企業におよぼす影響をまっ

たく無視してもかまわないとは考えていない。

棚卸資産原価の早期計上にたいして非常に批判的な態度を会計士がもつべきであるという提言をしたからといって、企業における物価の変動が経営者や投資家にとって重要でない、というつもりはない、とかれはいう。それらはもちろん重要であるし、その変動にかんする情報はたえず利用しなければならないものである。¹⁾ただ、ペイトンにとっては、収益への賦課分を未経過残高から区分する手続において、発生した帖簿記入原価のかわりに推定取替原価またはその他の時価証示額をいつも用いることにした場合、会計はいろいろな関係者の正当な要望にもっと適切に応ずることができるのだということになるかどうか、という点において、これを肯定する回答を納得のいくようにうらづける理由はまず見当たらないのである。²⁾ペイトンからみれば、現在の会計基準がそのときの価格水準および予想される事業状態の発展に応じて、資産を每期、上または下へ評価替えることを認めているのは適切ではない。ひきつづいて「評価替」がおこなわれることは、経営者にたいしても出資者にたいしても、ほとんど意味のない、また期間利益の算定をまったく不明確とするような数字系列を生み出すことになりがちである。³⁾

もし、評価替、低価主義の伝統、あるいは指数の適用から算出された「価値」が帖簿記入原価の代りに会計の記録または報告手続中に一般に用いられるならば、その結果、最も客観的に決定され、最も信頼しうる「発生原価」が完全に姿を消してしまうことになる。⁴⁾なるほど、たとえば販売価格が購買市場における変化にたいして敏感な標準品の場合には、再調達価格はふつう購買者の眼をつうじてみられるところの、市場価値の最も満足すべき証拠である。同時に、再調達価格はふつう手持ち標品の販売計画をたてている人にとっても、また最も有意義なコスト・データではある。⁵⁾しかし、それらの価値を一般に用いることによって発生原価を消去してしまう方法の代りにこれらの価値が特別必要となった場合に補足的な資料として報告されるならば、客観的に決定された数値と説明的な追加事項とがともに併存されていることになる。実際、価値についての資料それ自身はすでに知られている「基

点」すなわち原価との関係において報告されるのでなければ、ほとんど役にたちそうにない、といわなければならない。⁶⁾

要するに、ペイトンにあっては、帖簿記入原価は市場価値の継続的な表現として不適当であることを認めながらも、しかもそのことを認識するからといって、原価にもとづく会計が不健全であるから、価値のための会計をもってこれにかかるべきである、という結論にはならないのである。⁷⁾

なるほど、期間損益計算は見積りと判断に依存するところが少なくないけれども、しかし、それゆえに当期の損益計算に将来年度の好ましい発展、もしくは反対に好ましからざる推移を反映させるということは正当ではない。たとえば、将来起りうべき事を正確に予言できるものがまわりにいようとまいとにかかわりなく、当期と次期の営業活動に一線をひくことが然依として必要なことである。かりに、次期には経営がこんなになるであろうことがよくわかっている場合でも、当期の業績が好調であればそのように報告すべきなのであって、悲観論者の予言によって当期利益の削減がおこなわれたり、楽観論者の期待によって当期純利益をよくみせるようなことが許されるならば、秩序正しい期間損益計算は不可能となるのである。⁸⁾

かくてペイトンは、原価主義の立場から低価主義に反論するのである。低価主義はふつうの企業においては、収益は商品あるいは用役の販売完了高によって測定されなければならないとする理論と矛盾するものであり、上記のプリンシプルを営業利益の計算において実践するためには、棚卸資産は取得原価で記録されなければならないのである。ここでは、まだその期日までには実現しておらず、また決して実現しないかもしれない見積損失を確定的な対収益賦課分として報告することは認めないのである。⁹⁾ しかしこのことのために保守主義をあきらめる必要はないのである。何となれば、低価主義のかわりに、貸借対照表において、見積再調達価格をカッコつきで用いるか、あるいは脚注による表示を排斥しているわけではない。また、剰余金の一部を棚卸資産価値変動リザーブとして区別し、保守的な態度を示す一手段とすることができることをも、ペイトンはあきらかにしているからである。むしろ

るこのような方法こそ関係者にとって有効であるというのが彼の主張するところであって、かれの原価主義の強調がたんに低価主義の否定だけに終ることなく、その代用法との優劣の比較をもおこなっていることが知られるのである。¹⁰⁾

要するに、ペイトンにあっては、現況のもとで合理的な立場をとるとしたら、正式には原価基準に準拠しつつ「現況上その手続が明らかに有用な場合に」未経過要素にたいする価格変動の暗黙裡の影響を、補足的に示すという方針が必要となるのである。さらにすすんで帖簿価格の切上げまたは切下げ額を正規の報告中にふくめるにしても、これを正規の営業資料中にふくめてその影響を不明瞭にするよりは、特別の項目としてその効果を分離する方がはるかに合理的である、と主張されるのである。¹¹⁾

注1) Cost Approach, p. 306. Asset, p. 79.

2) 序説, p. 205.

3) 序説, p. 208.

4) 序説, p. 209.

5) Essentials, p. 500.

6) 序説, p. 209.

低価主義を異常な事態においてのみ認めるとしても、この場合、そのような商品についての証明の責任は評価減の主張者にある。そして必要な証明は、関連価格の若干ないし全部が棚卸資産累積の期間中低落してきたという単純な事実以上の実質的なものでなければならない (Cost Approach. p. 307)。

7) 序説, pp. 204～5.

8) Asset, p. 87.

9) 序説, p. 211.

10) Essentials, p. 499. Asset, p. 90.

11) 序説, p. 207.

IX

以上、低価主義にたいするペイトンの見解を考察してきたのであるが、すでにあきらかなように、彼の反論の論拠は非常に豊富であり、かつ、きめのこまかいものである。

わたしも、彼の見解にはほぼ共鳴できるのであるが、なかに疑問をいだくものがないわけではない。

その一つは、低価主義は当期における利益の過小計上を可能にするが、次期にはその過小計上に相当する金額だけ利益の過大計上をもたらすものであり、当期の犠牲において次期の営業成績をよくみせようとするものであるから、保守的であるというのはとんでもないことである、という点である。ペイトンは、低価主義は保守主義の仮面をかぶってはいるけれども、上記の理由から、これほど不健全で非保守的なものはない、というのである。

なるほど、次期に時価の回復があればそのようにいえるであろうが、かなり長期にわたって時価の回復がない場合を考えると、低価主義がはたしてペイトンのいうように、非保守的な操作であるといえるかどうか甚だ疑問であるといわざるをえない。時価の回復が長びけば長びくほど、低価主義採用の現実的な効果の持続を期待できることはたしかであり、げんにそのような効果をもっていることが強力な要因の一つとなって、実務上の固執がみられもするわけである。

したがって、ペイトンはこの点で通説にみられる低価主義よう護論と実は同じあやまりをおかしているといわなければならないのである。何故かといえば、通説にみられるよう護論はその主たる理由として、当期利益の過小計上は次期利益の過大計上によって「相殺」され、通算すれば利益は原価主義を貫徹した場合と異ならないことを主張するからである。通説とペイトンの異なるところは、この「相殺」をもって通説は低価主義をよう護する主要な理由の一つとしているのにたいして、ペイトンは低価主義否定の有力な理由に数えているということである。

こんにち、近代会計が諸関係者の利害関係とふかく結びついていることはうたがいのないところであり、企業と賃金、配当、物価、租税等との関係を考慮にいわれるならば、前述の「相殺論」が現実に即応しないものであることは一層明らかになるであろう。

その二は、低価主義にかわる保守主義的な措置にかんするペイトンの見解

についてである。ペイトンは低価主義にかわる保守主義的措置の一つとして、剰余金の一部を積立金として別枠で計上する方法にたいしては、とくに賛成もしなければ反対もしないといい、その現実的効果についてはほとんど期待できないとして、積立金政策にたいしては、かなり消極的であるようにおもわれる。その場合、かれは株主持分である剰余金をどのように分割し、別枠計上してみたところで、価格低落の危険にたいする安全性の効果については変りがないというのであって、このことからもしられるように、かれは利益処分時点で安全性を考えているのではなくて、処分ずみの時点で、すなわち、与えられた剰余金の枠の中で安全性を考えているようにおもわれる。この点、わたしはペイトンの見解に疑問をいだくのである。何故かといえば、利益処分の時点において、その処分の決定にさいして棚卸資産の価格供落の危険に対処するための積立て（内部留保）をおこなうべきか否かを検討することは、企業の安全性にたいする現実的効果と決して無関係ではないからである。内部保留されたものが安全性にたいしてもつところの効果は、内部保留がどのような形のものであれ異なるところがないことは、ペイトンのいうとおりであるとしても、その内部留保の額をきめる段階において、それをいくらすべきか、つまり多くとるか少なくとるかということが、安全性にたいして違った効果をもつことはあきらかである。この内部留保による安全性の対策は、これを公開的な保守主義政策とよぶことができるわけで、近代会計の「利害調整機能」を強調する近年の通説によれば、むしろこのような政策こそ低価主義——旧来の保守主義の典型——にかわって主張されなければならないはずである。

いずれにせよ、低価主義にかわるものとしての積立金の安全性にたいする現実的効果はペイトンの主張するように、ほとんど期待できないものであるということにはならないのである。